破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第９１号
福岡市西区内浜２丁目１番17―201号
破産者　熊本　徳英
１　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
２　一般調査期日　平成25年３月25日午後１時30分
平成25年２月４日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第７５号
新潟県上越市春日野２丁目１番５号
破産者　古澤耕一郎
１　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
２　一般調査期日　平成25年４月15日午後２時
平成25年２月５日　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４５０５号
大阪市淀川区塚本２丁目28番20号前山ビル３ＦＢ号、開始決定時の住所大阪市淀川区塚本２丁目28番21号
破産者　塚田　洋美（旧姓樽井）
１　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
２　一般調査期日　平成25年４月18日午後３時30分
平成25年２月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１号
佐賀県唐津市養母田鬼塚３番29号
破産者　一ノ瀬節子
１　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
２　一般調査期日　平成25年４月15日午後３時30分
平成25年２月４日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２５６号
高知県土佐郡土佐町田井1570番地
破産者　和田　義光
１　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
２　一般調査期日　平成25年５月14日午後２時
平成25年２月５日　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７１号
高知市神田2427番地10
破産者　有限会社ニシモリ工業
１　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
２　一般調査期日　平成25年５月14日午後２時30分
平成25年２月５日　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７２号
高知市神田499番地２
破産者　西森　芳成
１　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
２　一般調査期日　平成25年５月14日午後２時30分
平成25年２月５日　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４８号
埼玉県児玉郡美里町大字甘粕103番地２
破産者　志塚　徳行
１　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
２　一般調査期日　平成25年４月16日午後１時10分
平成25年２月５日
さいたま地方裁判所熊谷支部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第３１８９号
大阪府吹田市南正雀１丁目24番23―203号
破産者　鈴木　啓之
１　期日　平成25年２月27日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８５号
大阪府和泉市上代町146番地３
破産者　セントラルサッシ株式会社
１　期日　平成25年３月26日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５２号
大阪府和泉市上代町52番地の３
破産者　甚田　隆司
１　期日　平成25年３月26日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月４日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第５８号
宮崎県都城市早鈴町２街区８号
破産者　株式会社一瀬総合補償
異議申述期間　平成25年４月５日まで
平成25年２月５日　宮崎地方裁判所都城支部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第８８９１号
東京都港区西麻布４丁目15―11―201
破産者　遠山春淵こと　黄　　春淵
審尋期日　平成25年４月16日午前10時30分
平成25年１月31日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０３８号
東京都板橋区熊野町10番地
清算株式会社　セントラル貿易株式会社
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０４０号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ワイエス商事
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第３号
新潟県三条市一ツ屋敷新田1628番地
清算株式会社　株式会社ワイズ・マイクロテクノロジー
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所三条支部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第１０４号
福岡県大牟田市四箇新町１丁目５番地
再生債務者　ＹＯＣＡＳＯＬ株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第９６号
東京都昭島市郷地町２丁目36番８号
再生債務者　植木鋼管株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年１月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年３月５日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年２月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月19日
平成25年２月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０１号
東京都目黒区目黒本町３丁目15番12号　アムニス203
再生債務者　寄森　　亘
１　決議に付する再生計画案　平成25年１月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年３月５日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年２月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月19日
平成25年２月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１０４号
福岡県大牟田市四箇新町１丁目５番地
再生債務者　ＹＯＣＡＳＯＬ株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区麹町３丁目２番地　垣見麹町ビル別館３階　山川萬次郎法律事務所　弁護士　山川萬次郎
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年２月４日
東京地方裁判所民事第20部